

# 弁 護 団 声 明

2020年12月4日

大飯原子力発電所設置許可取消請求弁護団

本日大阪地方裁判所は画期的判決を言い渡した。

真摯かつ真剣な審理の結果に対し敬意を表する次第である。

本訴訟の最大の争点は基準地震動の設定が安全性を担保する適切な値として定められているか、そして、国の規制機関である原子力規制委員会がその基準地震動を認めるにあたって、適切な審査をしたか否かにあった。

国が定めた「地震動審査ガイド」には、基準地震動を定めるにあたって、経験式から導かれる数値は「平均値としての地震規模を与えるものであることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある」と規定している。しかし、これまで、すべての原発についてこの「ばらつき」は考慮されず、したがって、基準地震動は過小評価されて設定されていた。

本判決は、この基準地震動を過小評価として、それを見過ごした設置許可処分を違法として取消を命じたものである。

この問題は、すべての原発の基準地震動の設定に関係する重大な問題であるから、直ちに全原発について、基準地震動の策定をやり直し、もしくは、一刻も早く危険な原子力発電所を廃止すべきであることを強く訴えるものである。